

令和5年 第12回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和5年12月25日(月) 午後1時30分～午後3時45分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (16人)

出席者	1番 宇佐美幸雄	2番 山田 茂	3番 竹内 佳重
	4番 宮口 太郎	5番 欠番	6番 井上 豊
	7番 芝崎 篤子	8番 眞砂 幸光	9番 神宮 俊夫
	10番 戸塚 勉	11番 橋本 一男	12番 武井 洋一
	13番 田中 正明	14番 中山 範雄	15番 金井 亮
	16番 伏田 再子	17番 丸山 征二	

4 欠席委員 (なし)

5 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 会務の報告について

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第 4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第 6 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	小野 恭義	庶務兼農業振興係長	新井 雅彦
農地係長	新部 俊之	農地係	真下 貴光
農業振興係	大河原健斗		

会議の概要

議長 ただいまから令和5年第12回農業委員会総会を開会します。

出席委員はただいま16名中15名ですが、中山委員が遅れて出席されるというところでありますので、総会は成立しました。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、7番芝崎篤子委員・11番橋本一男委員の両君を指名します。

なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 令和5年11月27日開催の第11回総会で許可相当の議決案件、農地法4条関係2件、5条関係14件につきましては、令和5年12月18日付で許可書を交付いたしました。

現況証明の11月分の取扱いについてですが、1件、1筆の申請がありました。転用許可の目的どおり利用されていることを確認し、証明書を発行いたしました。

活動につきましてですが、「JA理事等への女性の登用」に関する要請活動が12月7日に高崎市JAたかさき本店で開催され、伏田委員が出席されました。

令和5年関東ブロック女性農業委員等研修会が12月13日に高崎市のGメッセ群馬で開催され、芝崎委員と、推進委員から萩原委員が出席されました。

群馬県農業会議の第9回常設審議委員会が12月18日に前橋市のJAビルで開催され、丸山会長が出席されました。

また、令和5年第4回安中市議会定例会が11月30日から12月14日の間開催されました。一覧のとおり、報告が4件、議案が18件提出され、議案全てが採択されました。

報告は以上となります。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和5年12月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第1号、農地法3条の申請は、議案書1ページから2ページ記載の13件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

4 番。

4 番委員 4 番です。議案第 1 号、農地法第 3 条関係の 3 番と 9 番でございます。3 番は、この案件の人が水稲やいろんな野菜をたくさん作っており、農機具等も台数を見ると大変多くなっております。問題ない案件だと思います。

9 番でございますが、これを見ますと〇〇さんがちょっと高齢ではございますが、この案件の畑の前に〇〇という会社というか、自分の経営している〇〇がございまして。その〇〇の前の畑を取得したいということでもありますので、問題ないと思います。〇〇のほうから元気で通っているということを知ってまいりました。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

3 番。

3 番委員 3 番です。議案第 1 号、農地法 3 条関係の 2 番です。この農地なのですが、以前にもこの譲受人が耕作している場所なのですけれども、またちょっと増やすような形になります。それなので、ここの場所については問題ないと思われまいますので、よろしくをお願いします。

議 長 ほかにありますか。

10 番。

10 番委員 10 番です。農地法第 3 条の規定による許可申請案件、8 番ですが、これは今年の 8 月に個人で同様の 3 条申請を申請して許可を受けた案件で、今回は〇〇との共有名義ということで申請されております。問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

11 番なのですが、これは 5 条の 10 番に関連した営農型太陽光の区分地上権の設定でございます。問題ないと思いますので、よろしくお願いたします。

議 長 ほかにありますか。

2 番。

2 番委員 2 番です。議案第 1 号、農地法第 3 条の 4 番と 5 番です。これは譲渡人は〇〇〇関係で相続で出たものでありまして、これはよく内容を吟味してというか、慎重に班でよく確認してもらいたいのので、私もその班に所属していますので、よろしくをお願いします。

議 長 審議班でよく審議してくれということですね。

2 番委員 そうです。

議 長 分かりました

8 番。

8 番委員 農地法の3条の10番と12番です。10番のほうは、これは営農型太陽光の地上権の設定ということなのですから、太陽光が並んでいまして、その後ろのほうは皆地上型なのですから、この部分だけ営農型になっております。下のところが耕作しているのかいないのか、ちょっと疑問が残るところではあるのですが、太陽光としての使用、それには問題ない。あとは耕作の関係を話を聞いて確認したいと思います。

それから、12番のほうです。これは〇〇さんということで、場所は〇〇のほうですから、〇〇のほうから〇〇のほうまで、〇〇の〇〇なのですから、通って作るということですし、それから一部広いほうの土地が〇〇、983平米あるほうは、これがすぐそばに竹やぶがあって非常に日陰です。一日のうち半分ぐらいしか日が当たらないのではないかなと思うのですが、キャベツ、ネギという生産を法人でやると。法人も、これも今年の5月頃設立されたと思うのですが、実績はどうなのかなと、そういった面も含めて確認してみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

14番。

14番委員 14番です。第1号議案、農地法3条の7番です。受け人は数年前新規就農で入った方で、ナスをメインに上州ネギ、ズッキーニ等頑張っております。場所は自宅前の土地で、長年耕作されていなかった土地なのですから、ぜひ買ってもらいたいと言われたということで、譲り受けることになったそうです。特に問題ないと思います。よろしく願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

12番。

12番委員 12番です。1号議案の3条の13番です。申請対象地につきましては、過去2回農振除外の申請が提出されまして、いずれも否認されている場所がございます。1度目は令和2年12月23日開催の協議会において、2回目は令和3年12月22日開催の協議会において、いずれも否認されております。今回は方針を農地保存というか、農耕作を継続という方針に移管いたしまし

て、営農型ということで、太陽光の施設の下でサカキを作付したいということで申請が上がってきております。一帯が放棄地化して雑木繁茂の状況が続いておりまして、荒れた隣接する農地にもいい影響が出てくるのではないかなど、そう感じるところでございます。現状は、順調に事業が推移することを願って見つめていきたいと思っております。参考にしてください。よろしくお願いたします。

議 長 分かりました。ほかにありますか。

1 番。

1 番委員 1 番です。農地法 3 条の規定による申請ですが、1 番もこれは移転贈与なのですが、面積が 24 平米、小さいですが、調査票のとおりで特に問題はないと思います。よろしくお願いたします。

議 長 ほかにありますか。

17 番委員 なければ 17 番から。議案第 1 号の 6 番の案件になりますが、こちら所有者は高齢で、もう既に〇〇さんと周りの方が所有地は現在耕作されているところがありますが、一部違反転用で駐車場になっていたのですが、新しく購入される〇〇さんのほうで碎石等も除去していただいて、今後 3 条の申請ができれば、そこにも果樹を植えて管理していきたいという意欲的な意見を聞いておりますので、どうぞご参考にお願いたします。

議 長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りいたします。議案第 1 号については、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は、連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1 班に 1 番から 5 番の 5 件、2 班に 6 番から 10 番の 5 件、3 班に 11 番から 13 番の 3 件、以上合計 13 件を付託します。

次に、日程第 4、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和 5 年 12 月 25 日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書3ページ記載の1件です。受理した申請書は農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

3番。

3番委員 3番です。議案第2号、農地法第4条の1番でございます。この土地は奥りに3軒家が建っています。そのうちの1軒のところに進入路がないために使用していたと。ほかの農地には問題ないので、よろしくお願いします。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

それでは、お諮りします。議案第2号について、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、3班に1番の1件、以上合計1件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。併せて事前現地調査の概要についての説明をお願いします。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和5年12月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

なお、12月20日に実施しました現地調査対象案件、5条申請8件の現地調査結果につきましては、一部営農型の耕作状況に疑問がある場所もありました。そのほかの案件については、特段問題とされるような事項はありませんでした。本日、申請者の説明もございます。遠慮なく質問をしていただければと思えます。その旨ご報告をさせていただきます。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書。

令和5年12月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書4ページから5ページ記載の16件及び議案書6ページ記載の計画変更4件の計20件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

3番。

3番委員 3番です。議案第3号、農地法第5条の3番、6番、7番、11番、12番、14番、あと計画変更のほうについては1番と3番と4番。

まず最初に、3番のほうからさせていただきます。これは〇〇なのですが、前に去年申請が出ていた場所で、これについては問題ないと思われま

す。それから、6番については、この場所なのですが、この前に太陽光発電ということで許可を受けていたのですが、今度会社のほうに移行するということになってい

ますので、問題ないと思われま

す。それから、同じ場所で7番なのですが、これは進入路がちょっと狭いので、それを広げるという形になります。なので、一時転用でお願いできればと言

っていましたので、よろしくお願

いします。それから、11番、この場所なのですが、これは〇〇の〇〇の北駐車場のそばなのですが、この場所のうちの一筆については前から転用となっていましたけれども、この場所についてはなかなか耕作ができない状態になってい

まして、この後宅地化する予定でしたが、これが無理になりまして、今またこの方が露天駐車場ということで問題ないと思われま

す。

それから、12番、これは太陽光なのですが、ちょうど〇〇のすぐ裏側になります。別にこれについては、周りの農地に問題ないと思われま

す。それから、14番については、これは9月の総会の中で案件がありましたが、その西側に宅地と転用してなる場所で、これから宅地化になるところでござ

います。ほかの農地には問題ないと思われま

すので、よろしくお願

いします。以上です。

議長

ほかにありますか。

6番。

6番委員 6番です。議案第3号、5条関係の5番、この案件は南側、北側も住宅で、そ

の間ということで、一般住宅ということで特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議 長 2 番。

2 番委員 2 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条の 4 番です。これは 3 種農地であり、以前許可が出ていて計画変更ということでされたのですが、別に問題ないかと思われまふ。

議 長 ほかにありますか。

1 0 番。

1 0 番委員 1 0 番です。農地法第 5 条の許可申請案件、1 0 番です。この案件は、3 条の 1 1 番と関連して太陽光発電の賃借権の設定でございまして、下部の農地についてはサカキを作付するということで、問題ないと思ひます。

議 長 1 1 番。

1 1 番委員 1 1 番です。議案第 3 号、農地法 5 条の 2 番ですが、これは北隣には太陽光が設置されてあり、また 3 種ということで、特に問題がないと思われまふので、よろしくお願ひいたします。

議 長 ほかにありますか。

1 4 番。

1 4 番委員 1 4 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条の 1 3 番です。ここは西、東が宅地、北、南が道路に挟まれた土地で、特に問題ないと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長 ほかにありますか。

1 番。

1 番委員 1 番です。議案第 3 号、農地法 5 条の申請です。8 番になります。先月許可を出したところなのですが、一部で許可でしたが、全部ということで、先ほど事務局からの説明がありましてとおひ特に問題はないと思ひますので、よろしくお願ひします。

議 長 ほかにありますか。

1 3 番。

1 3 番委員 1 3 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条の 1 6 番です。この土地は、確認しに行つたところ、特に問題ないと思われまふので、よろしくお願ひします。

議 長 ほかにありますか。

8 番。

8番委員 議案第3号の5条の9番です。これは一番最初の第1号議案のときにもありましたけれども、営農型の太陽光パネルなのですけれども、〇〇の下のところの土地で、作付、フキ、フキノトウなんて書いてありますけれども、行ってみたところそんな気色もなかったものですから、よくまた話を確認いたしまして、転用期間3年なのだから何年なのだから、その辺を調べてみたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ほかにありますか。

12番。

12番委員 5条関係の15番です。太陽光施設が随分担当地区にできているのですが、営農型というのは初めて身近に計画されたものですから、折に触れ見学させていただいて見守っていきたいと思っています。よろしくお願いします。

議長 ほかにありますか。

17番委員 なければ17番から。議案第3号、農地法5条の1番になります。こちら周辺は宅地化の進んだ地域でありまして、周辺農地への影響はないかと思われまますので、審議の参考をお願いいたします。

議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番から4番の4件、併せて計画変更1番と2番の計6件、2班に5番から9番の5件、併せて計画変更3番の計6件、3班に10番から16番の7件、併せて計画変更4番の計8件、以上合計20件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わりしだい再開とします。

(休憩午後 2:18)

(書類審査)

(再開午後 2:45)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第1号、農地法第3条関係の10番と関連

する議案第3号、5条関係の9番、議案第1号、農地法第3条12番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、議案第1号10番および関連する議案第3号9番の案件申請者から説明を求めます。

(議案第1号10番及び関連する議案第3号9番案件申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いします。

10番・9番申請者 皆さん、お世話になります。本日はお忙しいところ、〇〇株式会社と有限会社〇〇の更新のほうの審議の時間をいただきまして、誠にありがとうございます。私、〇〇株式会社再エネ事業部の〇〇と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

10番・9番申請者 〇〇株式会社の〇〇と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

10番・9番申請者 〇〇圃場の管理等のほうを担当しております〇〇と申します。よろしくお願ひいたします。

10番・9番申請者 それでは、早速ですが、本日申請のほうを出しております農地法3条第1項の規定による許可申請書及び農地法5条第1項の規定による許可申請書の説明を申し上げます。

まず、農地法第3条の1項の規定による許可申請ですが、こちらのほうが被設定人が〇〇株式会社、代表取締役、〇〇。設定人が、有限会社〇〇、代表取締役、〇〇。この土地につきましては、地上権を設定ということで、農地法第3条第1項の規定により許可を申請ということで提出させていただいております。こちらで地上権の設定ということで、契約期間が令和6年1月20日から令和9年1月19日までということで、権利移転の時期につきましては、許可が下り次第ということでございます。

許可を受けようとする土地の表示でございますが、安中市〇〇で、登記簿が現況畑、面積が598平米、利用状況が畑でフキの栽培です。所有者が有限会社〇〇となっております。詳しい営農状況の報告につきましては、耕作をしております〇〇のほうから後で説明のほうをさせていただきます。

それと、農地法5条第1項の規定による許可申請書でございますが、3条同様に被設定人が〇〇株式会社、設定人が有限会社〇〇で、こちらのほうが賃貸借権の設定ということで、農地法第5条第1項の規定により許可のほうを申請するという内容でございます。

こちらにつきましては賃貸借ということで、転用の目的につきましては、営農型太陽光発電施設用地の一時転用ということでございます。権利の設定、移転の時期につきましては、令和6年1月20日から令和9年1月19日という3年の申請ということで、更新のほうの申請させていただいております。

土地の表示につきましては、先ほどと同じ土地の地番でございまして、面積につきましては、一時転用面積が598平米のうち2.24平米を一時転用のほうとして申請させていただくものでございます。所有者につきましても同じで、有限会社〇〇で、耕作者が有限会社〇〇で同じでございます。

こちらのほうにつきまして、転用事由の詳細を述べさせていただきます。被設定人、現在該当土地にて関係会社の有限会社〇〇と協力し、ソーラーパネル下で営農を実施しております。その該当土地での太陽光発電事業及び電力売電事業を継続したいため、一時転用の申請を提出いたします。設定人、私は〇〇株式会社の要望をかなえたいため申請いたしますという内容でございます。

こちらの工作物につきまして、建築物ですね、太陽光発電施設で架台の支柱56本で、合計面積が2.24平米の一時転用のほうの申請を行わせていただくものでございます。資金につきましては、土地の賃借料としまして年間〇〇円で、この後撤去がされる場合につきましては、撤去費用が〇〇円ということで、合計〇〇円。こちらにつきましては、全て自己資金の調達ということで、残高証明のほうを提出させていただいております。

あと転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要でございますが、申請土地の北側、東側は弊社の太陽光パネルが設置されております。南側、西側には他の耕作者の畑がありますので、農作物等に影響を及ぼさないように注意して、引き続き営農のほうを行っていくというようなところでございます。

現在の状況等につきまして、皆様のお手元に写真のほうが行っているかと思うのですが、そちらの写真の説明につきましては、耕作のほうを担当しております〇〇の〇〇から説明のほうをいたします。よろしく願いいたします。

10番・9番申請者 今、写真が配られていると思うのですが、その1枚目のほうが、今回該当する〇〇のほうの現状の圃場になっています。今期水害等、あと高温障害のほうで、フキのほうの生育が著しく悪くなっている状態ですので、今

後3月までに向けて、土づくり等圃場の改善等を行いながら、4月に現状ほかの畑にあるフキのほうを株分けを行い、植え替えのほうを行っていく状態になります。全面のところに植えていく形になります。

次に、めくっていただくと、安中の圃場でフキではなく、カボチャとかになってしまうのですが、今現状、安中の〇〇のほうの圃場になります。これがおおよそ7月から8月頃に定植して、ある程度ツルが伸び始めた頃のカボチャの圃場の状態の写真になります。これが今1枚目の後ろの裏面と、その次、両面印刷2枚が安中〇〇エリア、7月、8月頃の実際の今年の状況になります。

最後の1枚のところは、今度は場所が替わりまして、安中の〇〇、〇〇のほうのカボチャの状況がよかった頃の写真になります。これが後半のほうの9月とか10月頭ではないかという状況です。

それと、写真のほう、含まれてはいないのですが、遠くなって見づらくなってしまっているのですが、先ほどのところ、去年まではこのようにフキが全面に、〇〇のほうですね、出ている状況ではあったのですけれども、これが水害と高温障害で生育あまり出なかったという形です。これは昨年度の写真になります。今回の申請地の場所のものになります。

現状の畑等の報告は以上になります。

議長 それでは、説明が終わりました。

質問のある方はお願いします。

8番。

8番委員 8番です。〇〇の担当なのですが、この場所を見まして、平成26年から営農型をやったと。ここの場所だけで、その後ろのほうはみんな平地で太陽光ができていたところに、営農型を設置したところは非常に早かったなど思っております。ただ、現状、今写真とか見せてもらったのですけれども、あの上が実は道路が県道になっていまして、そこのところが非常に傾斜になっています。急峻地です。今年の大雨、それから高温障害の影響かもしれませんが、上のところから大分この土地のところまで石が、この写真でもちょっと石が下のほうへ落ちているのが分かりますけれども、大分来ておりますし、あの場所は赤土です。ですから、フキノトウとかフキというのも、これは普通のツクリブキと言われているやつですよ。ああいう土地は普通のノブキ、山に生えているようなフキ、ああいうものですと生えるので

すけれども、ちょっと難しいのではないかなど。分かります、ノブキって。そんなふうに感じています。

場所も大分道路から入ったところですので、軽トラックがやっと入るぐらいですので、いろいろ今後やるのであれば、作付の作物、それから周りの草刈り、それからここには写っていないのですけれども、フェンスが破けていまして、自由に野生動物が入れるような状態になっていました。そういったところも今後はきちんとやっていかないと、太陽光だけの場所になってしまって、営農型というのが成り立たなくなってしまうのではないかなど思っていますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

以上です。

10番・9番申請者 いろいろと地元の委員さんでご指摘のほうありがとうございます。

まず、フェンスにつきましては、早速修理のほうをさせていただきたいということでございます。

あとは、あそこが委員さんのおっしゃるとおり傾斜地が上にありまして、大雨のときに上流のほうからの土砂が下に来て、今石がある写真もわぎとつけさせていただいたようなところなのです。毎年ちょっとは取っているのですけれども、その年に集中豪雨とかでなっていて、上のところも農地でないところも溝を切って、直接下に来ないようなふうにはしてあるのですけれども、それでもなお追いついていないというような状況でございます。

また、農地の改良につきましては、耕作する〇〇のほうで石を取ったりして、フキは委員さんのおっしゃるノブキのほうがつくということであるのですけれども、先ほどまわったのはノブキでなくて、うちのほうで栽培しているフキの株分けしたものがあって、3年に1回定植のほうをして、丸3年がちょうどたったところなのです。今年はほとんど皆無に近い状態になってしまったというのが事実です。来年、先ほど栽培計画のほうで〇〇のほうから報告があったとおり、あそこのところをまたフキのほうを全面で、あそこの面積ですと約1,000株ぐらいですか、そのほうを定植させていただくというような営農計画で進めさせていただいてということでございます。

あそこは獣害が出るものですから、なかなか実のなるものだと難しい、莖状的なところでも難しいところでございますので、今回申請したフキのほうで、一回またさせてもらえればというふうな事業計画でさせていただいていますので、またノブキのほうももし株分けとかそういうのがあれば、〇〇のほう

で検討して、またそちらのほうが現地の土に合っているということであれば、そういうような方向で、同じフキなのですけれども、ノブキのほうが入れられれば、そっちのほうでもやってみるかということを検討させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 ほかにありますか。

2番。

2番委員 2番です。ご苦労さまです。〇〇の所ではないのですけれども、〇〇のほうを最初からずっと見ているのです。やっているときから見ていて、造るときは、あそこの昔西方の上のほうも傾斜地だったのです。それを造りいいように段々にしてしまって、いい土地、土も何もかもだ一っとならしてしまっただから、結局下の新土を出してしまって、耕作するにはちょっとなという感じの、最初どういうふうにするかなと思ったら、結局太陽光するのにちょうどいい造成をしてしまった。今まで雨が降るとだ一っとならして流されて、表土が流されて石が出たのだね。そういうところでやっていたのだね、見ていると。作っているところ、毎回一時、夏になると田んぼがそちらのほうにあるもので、毎回通るのです。確かに植付けはよく人間来ているのですよ。でも、収穫する時期になってカボチャは収穫していない、あまり白菜もという感じなので、できれば収穫できるようなことをしてもらいたい。一応営農型だから。ただ、収穫量は云々と言わないけれども、完全な収穫してもらいたいというか、言われたのは草刈りしている下請の人が来て、〇〇は全然ほかのところ、〇〇なんかも収穫していないのだよねって、そういうふうに言われたのですよ。じかにそういうふうに下請の人に前に、もうしばらく前なのです。だから、収穫をできるだけしてもらいたいのです。植えるだけではなくて。植えるのはよく見ます。ただ、全然収穫は見たことないです、ほとんど。できればそういうふうにしてもらいたいです。

以上です。

10番・9番申請者 今、お話があったとおり、確かに定植の時期は全員で動いて一気に定植のほうを行い、植えているというか、現状というのもその現場を見られているので、そういう状況なのは事実です。白菜に関しては、おととしの代で日が足りなかったり、土地的に水がたまってしまったり、疫病とかそういうのが出てしまったり、病気の状況も出てしまっているのです、そういうのでやめて、全部をカボチャという形に去年辺りからさせてもらっていて、現状そ

れが今回一応広がったまでの写真を上げられるようになったのですけれども、確かに収穫の時期になると、それこそまた獣害とかもありますし、水がちょっとはけが悪いところだと、カボチャができた後に取れなくなって潰れてしまったとかという現状があって、収穫があまりできていない状況なのは事実ですので、今後土づくりも含めてそうですけれども、カボチャとかももっと早めにとれば取れる時期もあるので、そういう収穫の時期を見誤らないようにして収穫を、こういう水がたまりやすい場所だとか、割と獣害が出やすい場所に関しては、適宜小まめに見るようにして、その収穫までつなげられるようにしていきたいと思います。

以上です。

議長 ほかにありますか。

17番委員 では、17番から。本日はどうもご苦労さまです。私もこの現場を確認させていただきましたけれども、今閲覧で回っていますが、あれは去年の写真ということですが、とても昨年あの状態で、今年の状態には私の知っている限りではない。この写真を撮るとき、必ず日付と場所を記入してください。どこをいつ撮ったのか。他の写真なんかも、全くこれでは分かりません。提出されていますけれども、資料として全く参考になりません。我々は現場を見ている。〇〇さんは1件ではなくて何か所もやられていて、毎回来るたびに同じことを言われていると思うのです。言われるほうもつらいと思うのですけれども、言うほうもつらいのですよ。できれば、できればではなくて必ず収穫をしてください。

先ほど2番委員さんも言いましたけれども、〇〇さんは作り捨てをしているふうにはしか見えない圃場がたくさんあります。特にカボチャに関して。フキとフキノトウに関しては、この現場に関して高温障害と水害といいますけれども、1年でフキはなくなりません。何年かかけてなくなります。去年があんなに生い茂っていたのに、今年こんなになるということはとても考えられません、私の知っている限りでは。もう少し整合性のある説明をしてください。それと、収穫報告をされていますが、フキノトウがあれがたしか一昨年が8割で、昨年が2割ですね。2割なのに何で補植をしないのですか。普通営農ですから、農業を目的としてやっているのに、これでは売電を目的に、ただ形だけ営農しているということではかとられないのです。それが今いろんなところで問題になっているのです。我々農業委員は農業をしてもらいたいので

す、皆さんに。気持ちを分かっていたいで、しっかり営農してください。
収穫報告もちゃんと圃場ごとに正確な報告をしてください。これは命令ではありませんが、今後〇〇さんの圃場に関しては、日付が入った写真を定植から収穫まで1週間に1回ずつ写真を撮って、それを出してください。できなければできないでもいいですが、できる範囲でやってください。作業の状況も見たいですし、定植をいつしているのかも見たいし、いつ収穫しているのかも見たいし、その途中でどういう管理をしているのかも見たいので。ここ1か所ではないのです、〇〇さんは。これは強制はできませんので、そちらのできる範囲で結構ですから、記録として写真で記録を残して事務局に報告をしてください。

以上です。これは依頼ではないですから。

10番・9番申請者 17番委員さんのほうからいろいろとご指導いただきましてありがとうございます。

報告につきましては、今1週間に1回というふうなお話もあったのですが、実際は17番委員さん、作業の変化のあるとき。月ぐらいでもいいですか。

17番委員 月1回でも。

10番・9番申請者 実際は変化がないときもございますので、そういうことも含めて今後は〇〇のほうは日付の入った写真。場所の明記。

17番委員 場所の明記。そうですね。

10番・9番申請者 あと作業の内容をタイトルで写真の上にも下でもどちらでもいいですけれども、したものを事務局さんのほうに報告をするということで、今こちらのほうご指導いただきましたので、それとあと細かいことは事務局さんの方とつめさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

どうもご苦労さまでした。

10番・9番申請者 どうもありがとうございました。お世話になりました。

(議案第1号10番及び関連する議案第3号19番案件申請者退出)

議長 次に、議案第1号12番の案件申請者からの説明を求めます。

(議案第1号12番案件申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いします。

1 2 番申請者 今度農地のほうの取得を申し入れています〇〇の〇〇と申します。よろしく
お願いいたします。

1 2 番申請者 代理申請しています行政書士の〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

議長 事業内容の説明の概略をお願いします。

1 2 番申請者 このたびお世話になって申請出しましたのは、農地法 3 条の許可申請になります。申請内容等はその申請書の中に書いてあるのですが、この予定地はいずれも耕作者の今体の調子が悪くて耕作ができないので、今度の〇〇の社長の〇〇氏の知り合いだったものですから、このまま放置しておくわけにいかないで、耕作をそのまま続けてもらいたい、こういう譲渡人からの要望もあったので、今回の申請になりました。

議長 説明が終わりました。

質問のある方はお願いします。

1 5 番。

1 5 番委員 1 5 番です。今日はお二方、ご苦労さまです。附属のこの〇〇さんの設立 3 年事業計画見させていただきました。設立の目的とか、同時に事業方針、あと 3 年分の計画、初年度、2 年目、3 年目、計画を見させていただきました、目的、立派な文章でなるほどなと思ったのですが、事業方針ですけれども、1 から 5 番まで述べられておりますが、実にもっともだと思うのですが、実際に例えば 1 番目の IoT とか AI とかロボット等の先端技術を取り入れるスマート農業、具体的にはどういうことを考えているか。

1 2 番申請者 具体的といいますか、時代がどんどん進歩して従来の農業耕作関係、農地という一般の感覚ではなかなか生産効率が合わないと。これからは、やはりいろいろとそういったものを新しい技術を導入してやらないと、コスト削減とか収支バランスの問題、それらが追いつかなくなってくる。ただ人件費削減、そういうことを言っても、なかなか黒字計画は難しいものですから。今度新しい技術の導入を図って生産コストを下げたり、消費者に適切な商品提供、そういったものにつなげていかないといけない。新しい技術を導入しないと、なかなか思うような採算が取れないということで、新しい技術の導入というのを第一に上げたということでもあります。

1 5 番委員 それで、3 年分の計画の中で、スマート農業に直結するような計画は、どうも私の頭ではどれがスマート農業か分からないのです。面積が将来的に 1 ha か

ら、最終的に3年で5haに増やしていくと。売上げも440万から1,950万に。売り先も個人経営店舗から直販店、3年目には産直市場、それからスーパーマーケットと契約したいと。見込みでいって利益250万、初年度、2年度550万、3年度1,500万、人も初年が3名から7名という形で増やしていくということですね。

それに伴って投資も毎年トラクターを1台ずつ増やしたり、2年目は保冷庫を買ってみたり、3年目は1億円を投資して80名規模の農家世帯、これが私珍しいなと思ったのですが、農家世帯対応型高齢者融合支援施設、なかなかいいアイデアだと思うのですが、それで3年目以降、ブランディング化も作物としてしていきたいという計画ですが、最初の事業方針の中の5つの中でいろいろあるのですが、6次産業化の実現を図るとか、この5つの事業方針の中で、多分いろいろな補助金も得られると思うのです。ですから、できる限り、例えば6次産業化、高崎市内ですと最大2,000万もらえます。ここは残念ながら100万しかもらえません。ですけれども、なるべくそういった補助金を利活用してやってもらいたいのですけれども、先ほどのまたちょっとひっかかるのですが、スマート農業がどうもこの計画の中で、具体的にどういうことなのかというのがピンとこないのです。

12番申請者 これは要するに機械化の一つの課題なのですが、スマート農業で今回こうやって第一に上げさせてもらったのは、人件費の削減と、それに対しての新しい農業改革というものを同時に考えていかないと、ただ、今までどおり四季折々の耕作をして従事すると。人力に頼ってやるというのだと、図れないです。これから近代農業というのは何なのということ考えますと、やはり少人数で、まして会社経営でやりますので、農業法人経営ですから、ただ作物を作るだけではなくて、そのできた作物をどうやってうまいぐあいに市民の方に提供されていくか、あるいは個々の問題として、これまでも作物を作って、それをうまい作物を作って、ただ味の問題だとか、やはり農産物をただ昔みたいに作っているだけではなくて、種からある程度改良して、よりおいしいものをどうやって作れるか、これはスマート農業の一つの課題なわけなのです。ただたくさん作ればいい、そういうのではなくて、やはりいいものを目指していく。そういうところが、やはりスマート農業の一つの課題になっていくのかなと。それに対しての技術革新ということを考えて、全体を育てるといふふうには書かせてもらっています。

議 長 15番。

15番委員 分かりました。それと、投資のほうですけれども、2年目で5,000万、3年目で1億というのは、大変失礼ですが、この辺の見込みがあるのかないのか、大変心配しております。

12番申請者 正直言ってちょっと甘いと思います。

15番委員 甘って、甘いだけでいいのか。

12番申請者 ただ、やはりこれは実際やってみないと、これは計画なのですが、実際のどのくらいの農地をどの程度の要するに規模で、あるいはグループの力、あるいは事業経営の力がどの程度養えるかという非常に未確定な部分。ただ、規模だけは知っております。ある程度の目安は持っています。

15番委員 質問が長過ぎて恐縮なのですが、農地の面積も含めてその関係ですね。お金の投資、それは極めて私は心配しております。
以上です。これ以上は長くなるので。

議 長 具体的に回答してください。もう少し具体的に。質問者が質問している内容に対して、漠然とした回答しかないので、もう少し具体性のある回答。

12番申請者 スマート農業の。

議 長 スマート農業もそうだし、計画もそうだし、今質問された内容に対して漠然とした回答しかしていません。

12番申請者 結局漠然とせざるを得ないので。一つに、農地の取得もまだ分からない。これからどの程度取得が可能かということが、まだ見通しがついていない。ある程度農地が獲得できれば、それに対しての人的あるいは今度は機械の配備、そういったものを併せて考えていけるのですが、当初の計画となりますと、まだ実際にやってみないと本当に分からないのです。ただ、このくらいの規模にはしたいなど。それと、あと経営規模を知るには会社の問題もありますし、それを一つの目安にしていくと、そのような数字を上げていかないと採算があわないというところで、実は申請して、まだ修正したりしてまだまだ課題はあると思っています。それは承知しています。

議 長 ほかにありますか。

6番。

6番委員 6番です。ご苦労さまでございます。この冊子を見ますと設立3か年事業計画、すばらしい計画、うたい文句になっていますけれども、私たち何十年農業をやっています。なかなか思うようにいかないのが農業経営だと私は思ってい

ます。そういった中で、こういうすばらしい計画で安中市に初お目見えした企業さんで、私は歓迎して成功を祈っていますけれども、実際は土地と最近の気候現象の中で、農業経営いろいろ難しいと思いますけれども、ひとつ頑張っって優秀な成績を上げるように私は期待しています。

以上です。

議長 ほかにありますか。

16番。

16番委員 16番です。今日はお疲れさまです。先ほどスマート農業について具体的にどんなものがスマート農業なのか、実際に行政書士の方はやっていらっしやらないわけですよ、農業。実際にやっていらっしやる社長さん、〇〇さん、具体的にどんなスマートの機械を導入、どんな機械を導入されているのかということと、もう一つがキャベツ、ネギ、葉物、これを作付するわけですよ。これで加工品を造る。どんな加工品を造るのか教えていただきたいと思っています。お願いします。

12番申請者 今回の農地のほかに、鉄骨で2tのハウスを別の個人で持っておりまして、その鉄骨のハウスのほうに太陽光を導入しながら、24時間の野菜栽培をハウスでやっていこうかなということが一番収益の基になるかなということで、今いろんなところを、実際に〇〇とかあっちでやっている農機具メーカーのほうから視察に来ないかということ視察しておりまして、今私も高齢者といえますか、65を過ぎた定年退職した知り合いが多くいまして、1週間は仕事できないけれども、週に3日ぐらい仕事したいのだという人がかなりおりまして、そういう人たちと一緒に現在〇〇などでやっているそういった葉物、そういったものをやっていこうかなということで今勉強し始めております。

私の別法人で所有している鉄骨ハウスは買ってから5年ぐらいたっているのですが、そのほかにも農地がないとなかなかほかの作物が作れないということで、やっぱりある程度、最低1haとか2haぐらいは早期に広げたいなというふうに感じているのですが、〇〇近郊だともうちょっと高いので、どうしても安中とか〇〇とか、そういったところを今物色しておりまして、今回の農地については、現在の所有者と十何年前ですか、一緒に購入して、住宅のほうは私の所有名義になっておりまして、農地のほうの所有者のほうは、なかなか体調とか仕事の関係でほとんど耕作ができなくて、この十何年間は

私が実際に耕作していました。トラクターもありますし、草刈り機もありますし、ある程度農機具はそろっておりまして、さらに農機具をこれから新品は買えないので、今中古の機械をいろいろとお願いしてありまして、少し勉強しながら、3か年計画を修正はしなければいけないなと思っているのですけれども、まずは鉄骨のハウス2棟、今までお花屋さんに貸していたのです。花卉の花栽培で貸していたハウスなのですけれども、群馬用水が入っていて水とか電気なんかもすぐ使える状態になっておりまして、そこと今回の安中の農地を含めまして、一体的に時間のロスが少しでも少なくするように、投資額も絞りながら、目標は大きく出たのですけれども、堅実にやっていこうかなというふうに今考えております。

議 長 16番。

16番委員 私が聞いたかったのはそういうことではなくて、具体的にその鉄骨ハウス、太陽光パネルの電力を使ってどういう装置をつけるのかということ。どんな人たちを用いて、それでどんなことをしていくのかということではなくて、AIをここにうたってある限りは、具体的にこういった機械を導入する、コンピュータ管理していくというところ、何をどう管理していくのかということをお聞きしたかったのです。

それと、6次産業をする、加工品を造るということで、葉物でどんな加工品を造るのかということをお伺いしたかったのですけれども、全然回答がちぐはぐなので、お願いします。

議 長 今の質問に対して回答をお願いします。

12番申請者 加工というよりは、要するにAIというのはコンピューターで水の管理とか時間の管理、換気の管理とか、AIでやることなのですけれども。そういった野菜の栽培については、加工よりは実は系列会社で有料老人ホームも5か所やっております、そちらのほうの食材の加工、生産したものを洗浄して加工用に機械を入れて加工して、それをパックにして関連の施設のほうに提供するというところを、実際の出荷というよりは、関連会社で消費していくところをまずめどをつけて、それでかなり量が生産できるようになった段階で、次にそうした道を探していくということを考えております。

議 長 8番。

8番委員 8番で、私は地元の農業委員会やっております、ITがどうのこうのってハイレベルでなく、現実的なお話をさせていただきます。まず第一に、〇〇が本拠

地になっていますよね、〇〇の。〇〇までどうやって、何人ぐらいの人がどのくらいの周期で耕作にいらっしゃるのですか。

1 2 番申請者 今はもう十何年間なのですけれども、実際に私があそこを耕作しているのですけれども、大体週に1回ぐらい2人で今来ているのですけれども、それを〇〇のほうは主に露地野菜を検討しておりまして、ハウス栽培は〇〇なのですけれども、そちらのほうは頻繁に行かないといけないなと思っていて、こちらの安中のほうは週に2回で3名ぐらいでやっていこうかなというふうに考えています。

8 番委員 では、あそこの空き家のところにもいらっしゃるのですね。

1 2 番申請者 私、あそこに住んでいるわけじゃなくて、あそこに全部あるものは私のものです。私の名義になっていますので、土地建物。

8 番委員 分かりました。個人名は言いませんけれども、あそこということですね。

1 2 番申請者 はい。

8 番委員 では、もっと突っ込んで、1 2 のところ、下の土地はいいのですけれども、〇〇、上のところがありますよね。あそこはしけ地で、まして西側というか、西南か、竹やぶがずっとありますよね。

1 2 番申請者 竹やぶの隣接のところは、私どもの今回場所がありまして、そこから1段上がったところから2段目と3段目が今回の場所となります。

8 番委員 プラムが植わっている下の段でしょう。

1 2 番申請者 違います。プラムが植わっている段と、その上がそうです。日陰となっているところは、うちの土地、今回の対象地ではないです。

8 番委員 あれだけの竹になると日陰になりますから、その竹をまずは対処したほうがよろしいかと思えます。

1 2 番申請者 あれは私どもの竹やぶではないので、しかもあの日陰が落ちる農地がありますよね。あそこは私どもの対象地ではないので。そこから上です。私どものほうは竹やぶの日陰にはならない土地です。

8 番委員 分かりました。あとはキャベツ、ネギということですが、キャベツは〇〇の特産品にはないですけれども、ネギはナガネギ、なべちゃん葱とか群馬ネギと言っていますけれども、あの辺のところたくさん作っていらっしゃる方がいらっしゃいます。あとは下仁田ネギも作っている方がいらっしゃいますから、もし興味があれば、その周りの人に声かけをしながら、なるべくいいものを作ってこの計画が成功するように努力してください。応援します

ので、よろしく申し上げます。

議 長 それでは、今のはいいですね。

8 番委員 いいです。

議 長 ほかにありますか。

1 7 番委員 なければ 1 7 番から。どうも今日はお疲れさまです。私も現地を見させていただいたのですが、現地に関しては今 8 番さんからのおおむね話がありましたが、この規模なのですが、安中で今回取得されるのが 1 反 5 畝、当然これだけではとても営農できないと思うのですが、これを今後どのぐらい安中市内の営農を拡大していく予定なのか、気持ちがあるのか、そこだけまず一つ確認したいのです。

1 2 番申請者 あの奥のほうに農地の、地元の方はご存じかと思うのですが、売りに出ている農地が結構あって、それで今検討しているところです。安中だけでできれば近くで 2 ha ぐらい、それと〇〇のほうで鉄骨のハウスの隣接地を売却してもいいというところが出ているのですけれども、収益性から考えて、そんなに一遍に高い農地買えないので、安いものから取得していこうかなというふうに考えています。

1 7 番委員 続けます。農地って買わなくても借りることもできるのです。ですから、事務局に問い合わせただければ、貸したい、売りたいという書類がありますので、たくさん出ていますので、ぜひ速やかに 2 ha 安中市でぜひ耕作していただきたいと思います。安中市農業委員会としても新規の就農者の方なので、大いに歓迎します。ぜひ頑張ってやってください。計画倒れにならないようにしていただいて。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

どうもご苦労さまでした。

1 2 番申請者 どうもありがとうございました。

(議案第 1 号 1 2 番申請者退出)

議 長 ここで審査班の意見取りまとめのため、暫時休憩とします。

(休憩午後 3 : 3 3)

(意見取りまとめ)

(再開午後 3 : 3 6)

議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 8番です。議案第1号の農地法3条、1班に託されました議案は1番から5番の5件です。審査班で正直なところ、このところの4番、5番についてけんけんがくがくの議論をいたしました。ただ、書類はきちんとそろっているということを踏まえまして、農地法第3条の許可基準により審査しました結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 分かりました。

2班。

2班班長 6番です。2班に付託された議案第1号、農地法3条関係は、6番から10番の5件です。審査班で農地法第3条許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 3班。

3班班長 10番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、11番から13番の3件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班

の報告のとおり決定しました。

次に、議案第2号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。
3班。

3班班長 10番です。3班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、1番の1件
です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したと
おりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満
たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班
の報告のとおり決定しました。

次に、議案第3号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 8番です。1班に付託されました議案第3号、農地法第5条関係は、1番から
4番、その4件、それから計画変更の1番、2番の2件です。審査班で農地
転用の許可基準により審査しました結果、審査表に示したとおりであり、農
地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますの
で、許可相当であります。

以上です。

議 長 2班。

2班班長 6番です。2班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、5番から9番
の5件及び計画変更3番の1件でございます。審査班で農地転用の許可基準
により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各
号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であ
ります。

以上です。

議 長 3班。

3班班長 10番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、10番から16番の7件及び計画変更の1番です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。
これより議案第3号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。
これより議案第3号に対する採決を行います。
本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。
よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。
次に、日程第6、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。
本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農業経営基盤強化促進法附則第5条（令和4年5月27日法律第56号）の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。
令和5年12月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。
農用地利用集積計画は、議案書7ページ記載の14件です。改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。
本案について質問がありましたらお願いします。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。
お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第4号、農用地利用集積計画の承認については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定しました。

以上で議案審議は全て終了しました。

これをもちまして令和5年第12回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議をいただきましてありがとうございました。

時に午後 3時45分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和5年12月25日

安中市農業委員会会長

7番委員

11番委員